（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十二条の二の十一　道府県知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第百五十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第百四十九条第一項又は第百五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2　道府県知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第百六十条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第百六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、第百六十八条第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定（第百七十一条及び第百七十二条の規定を除く。）を適用する。

3　前項の規定の適用がある場合における第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4　第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

5　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の環境性能割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条中「電気自動車をいう」の下に「。次項第一号及び次条第三項において同じ」を加え、「同項第二号」を「第百四十九条第一項第二号」に改め、「天然ガス自動車をいう」の下に「。次項第二号及び次条第三項において同じ」を、「定めるものをいう」の下に「。同項において同じ」を加え、「同項第三号」を「第百四十九条第一項第三号」に、「）並びに」を「次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第百四十七条第三項に規定する新規登録（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、同条第二号中「第百四十九条第一項第五号」を「第百四十九条第一項第六号」に改め、「軽油自動車」の下に「（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号ロの項を削り、同条に次の二項を加える。

2　次に掲げる自動車に対する第百七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から平成三十二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一　電気自動車

二　天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四　ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

五　石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

六　軽油自動車のうち、第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百円	六千円
二万七千二百円	七千円
四万七百円	一万五百円